　　　　　　　　　　　　会　則

（名　称）

第1条　この会は、　　　　　　　　　　　　と称する。

（目　的）

第2条　この会は　　　　　　　　　の政治活動を支援し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

（事　業）

第3条　前条の目的を達するため、次の事業を行う。

　　　 1　政治、経済、文化、教育発展のための研究会

　　　 2　会員相互の親睦を図るための各種講演会、その他必要な事業

（事務所の位置）

第4条　この会の事務所は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（会　員）

第5条　この会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

（役　員）

第6条　この会に次の役員を置く。

　　　　会長　1名、副会長　若干名、事務局長　1名、会計　正1名及び副1名、幹事　若干名

（役員の選任及び任期）

第7条　 1　会長は総会において選出する。

　　　　 2　副会長、事務局長、会計、幹事は会長が任命する。

　　　　 3　役員の任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

（役員の任務）

第8条　 1　会長は、会を代表し、会の事務を掌握する。

　　　　 2　副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。

　　　　 3　事務局長は、会長の命を受けて会の事務を掌握する。

　　　　 4　会計は、会の会計を司る。

　　　　 5　幹事は、会の運営を行う。

（会議の種類・招集）

第9条　 1　会議は、総会及び役員会とする。

　　　　 2　会議の招集は、会長が行う。

　　　　 3　総会は、年1回とする。但し、必要のある場合は臨時に開くことができる。

　　　　 4　役員会は、必要の都度会長が招集するものとする。

（会計年度及び経費）

第10条　 1　会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同12月31日に終わる。

　　　　 2　会の経費は、会費その他をもってあてる。

附　則

　　　この会則は平成　　年　　月　　日から実施する。